

令和2年度 第1回建築審査会 議事録

1 日 時 令和2年7月28日(火) 午後4時5分から午後5時まで

2 場 所 広島市役所本庁舎 14階第7会議室

3 出席者

(1) 建築審査会側 会 長 塚 本 俊 明 委 員 岩 重 律 子
委 員 烏帽子田 彰 委 員 天 満 類 子

(2) 建築審査会事務局 幹事・建築指導課長 宮 本 佳 彦 書記・課長補佐 高 田 正 剛
特定行政庁側 書記・主査 門 田 和 也 書記・技師 升 岡 知 美
書記・技師 篠 原 望

4 審議事項

- (1) 議案第1号 建築基準法第44条第1項第2号に係る許可
(道路内の建築制限にかかる特例：南区松原町)
- (2) 議案第2号 建築基準法第44条第1項第2号に係る許可
(道路内の建築制限にかかる特例：南区松原町)
- (3) 議案第3号 建築基準法第44条第1項第4号に係る許可
(道路内の建築制限にかかる特例：中区白島中町)

5 審議結果

- (1) 議案第1号 同 意
- (2) 議案第2号 同 意
- (3) 議案第3号 同 意

6 報告案件

「法第43条第2項第2号許可に係る同意の取扱い基準」に基づく許可

7 公開・非公開の別

公開

8 傍聴人の人数

0人

9 会議資料

- (1) 議案第1号
- (2) 議案第2号
- (3) 議案第3号
- (4) 法第43条第2項第2号許可に係る同意の取扱い基準に基づく許可案件報告書

10 発言の内容

別紙のとおり

1 審議事項について

(1) 議案第1号及び議案第2号

議案第1号及び議案第2号は、どちらも路面電車の運転保安に必要な建築物を駅前広場(道路内)に建築するものであり、許可申請者も同一人であるため、併せて審議を行った。

特定行政庁 (別紙議案第1号及び議案第2号により説明)

議長 はい、ありがとうございます。ただいまの説明について御意見、御質問がございましたらお願いします。

委員 建築基準法第2条第1号で運転保安に関する施設は建築物に該当しないとされているにもかかわらず、駅員用の会議室などが運転保安施設に該当しないということが、きっちり文書に明示されているのでしょうか。

特定行政庁 どちらも国土交通省が発出した文書に明示されています。

委員 一般的に考えると、この建物は、運転保安施設で建築物に該当しないとされているのではないかと思いました。

委員 発着本数は、1日に844とおっしゃいましたか。

特定行政庁 はい、1日に844本と聞いております。

委員 いつから着工し、いつ完成する予定なのでしょうか。

特定行政庁 軌道の工事については、今年の10月から着手する計画とされています。

操車場と電気機械室については、もっと先になります。令和6年、4年後に着手する計画となっています。

委員 令和6年に工事は全部完成するのですか。

特定行政庁 令和7年に完成することになっています。

議長 ありがとうございます。他にございますか。

これは、いい悪いという問題ではなくて、質問というかお願いがあるのですけれども、先ほどの図面を見る限り、箱のようなものが新たに整備される駅前広場にぼんと置かれるイメージになっていて、意匠的な配慮が必要なのではと思いました。

やはり、人は通りませんが、いろんなところから見えますし、視線が集中するような場所ですから、カッコいい電車が入ってくるのにその横に箱のような建物がぼこっと建っているのは配慮に欠け、残念な感じがします。

委員 景観とか環境に配慮した、美観を損ねないものということですね。

議長 逆にいうと、今後どういうふうな形でこの景観とか、場合によっては緑化みたいなことも含めて手続き的にどのように進めていращやるのか、いかれるのか、ということをお聞かせいただければ、我々は安心できると思いますので、ちょっとそこだけ教えていただけますでしょうか。

特定行政庁 おっしゃった景観の話とかもあります。色彩等について本市と事業者が協議をしています。

このペDESTリアンデッキの上に屋根がありますが、白を基調とした仕上げ材を用いていますので、今回の操車場と電気機械室についても、この色調は同様なような仕上げ材を用いるようにというような指導があったと聞いています。

議長 昔、紙屋町に操車場のタワーがありましたよね。それなりの形になっていて、いい悪いというのは、好き嫌いはあるでしょうけれど、それなりにカッコよかったなと子供心に見たりしたこともありますし、やはりこうい

うものは、一番表玄関なので、高架の下に建てる機械室もグランドレベルを歩いていると目につきますから、この景観に調和したものにさせていただければいいなという気持ちがあります。

- 委員　　そう思いますね。駅前広場の中で違和感のないものが望まれます。
- 議長　　さっきの建築図面をあのままこの場所に置くと現場小屋みたいなイメージになるので、それこそ今からだと思いますけれども、そのあたりを配慮していただくことを期待しています。
- 委員　　このような要望が出ましたということをお互いに伝えるようにしていただきたいということですね。賛成です。
- 特定行政庁長　　はい、事業者の方にも伝えます。
- 議長　　ありがとうございます。他にございますか。
- ないようでしたら、議案第1号及び第2号については同意することとしたいと思います。よろしいでしょうか。
- (異議なし。)
- 議長　　ありがとうございます。それでは、議案第1号及び第2号については同意することといたします。

(2) 議案第3号

- 議長　　それでは、続いて議案第3号の説明をお願いいたします。
- 特定行政庁長　　(別紙議案第3号により説明)
- 議長　　はい、ありがとうございました。
- ただいまの説明について御意見、御質問ございましたらお願いします。
- 委員　　小中学校の敷地と幼稚園の敷地が別で、この渡り廊下は幼児の安全のためのものということですが、建物を子供達が行き来する頻度はどのくらいあるのでしょうか。
- 特定行政庁長　　幼稚園児と小学校の児童が渡り廊下を使いますが、幼稚園児は小学校の敷地内の体育館等を利用するために使います。特定の時間になりますが、200名程度が道路を横断することになります。
- また、幼稚園には小学生を対象として放課後集まりの場を設けており、平日の14時から17時の間で約150名から200名程度の児童が毎日道路横断しているというような状況です。
- 委員　　衛生上の観点からお聞きしますが、渡り廊下は、密閉された構造なのではないでしょうか。それとも外から空気が入ったりしますか。
- 特定行政庁長　　排煙窓が設けられており、必要に応じて開閉することが可能であり、完全に密閉されている空間ではありません。
- 道路の上空部分については、道路への落下物等を防止するため、国からの通知で、1.5メートル以下の部分については開口できない窓を設けるか、壁を設けなさいとなっています。
- 委員　　図面のこのドアじゃない部分が窓ですか。
- 特定行政庁長　　先程、御説明をした排煙窓です。
- 委員　　空気が自然に対流するのですか。それとも何か強制換気ができるようになっているのですか。
- 特定行政庁長　　こちらの窓については、開閉ができるようになっています。
- 委員　　一番心配するのは、冬の気温の変化とか、夏のちょっとした蒸し暑さとか、子供は大人よりも強いのですが、そういうことを心配しました。
- 一番最初の立面図を出してもらえませんか。

- 幼稚園舎に入る部分に段差があるようになっていますが、これは階段ですか。
- 特定行政庁 階段になっています。幼稚園舎の3階と小学校の2階をつなぐ計画になっています。
- 委員 フラットでいって何段か下りることになりますが、幼稚園の子が怪我をしませんか。
- 建築審査会の案件じゃありませんが、例えば階段のステップにゴムを敷くとか、階段の上りを低くして段をなだらかにするとか、そういう配慮はあるのですか。ユニバーサル化、いわゆるバリアフリー化の視点も必要ではないですか。
- 特定行政庁 階段の両側には手すりを設けると聞いております。
- 委員 一義的には建築審査会の議案ではありませんが、転ばないように床の材質を考えると、それからスロープの必要はないのかとか、ちょっと心配になりました。
- 特定行政庁 こちらからも事業者のほうに伝えておきます。
- 委員 そのような意見があったということを伝えておいてください。
- 特定行政庁 はい。
- 議長 ありがとうございます。他にございませんか。心配なのでということですから、伝えておいてください。
- 委員 子供は温熱に非常に強いのですが、伝えておいてください。
- 議長 他にございませんか。ないようでしたら、議案第3号については同意することとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。
(異議なし。)
- 議長 ありがとうございます。それでは、議案第3号については同意することといたします。

2 報告案件について

「法第43条第2項第2号許可に係る同意の取扱い基準」に基づく許可の同意

- 議長 長 次に報告案件としまして、「法第43条第2項第2号許可に係る同意の取扱い基準」に基づく許可の報告をお願いします。
- 特定行政庁 (別紙報告書により説明)
- 議長 長 はい、ありがとうございました。ただいまの説明について御意見、御質問ございましたらお願いします。
- ないようでしたら、これをもちまして本日の審議は終了いたします。
- 事務局の方から何かございますか。
- 特定行政庁 御審議いただきましてありがとうございました。
- 次回日程につきましては、現時点では未定でございますけれども、審議案件が確定しましたら、改めて御連絡申し上げます。
- よろしく願いいたします。
- 本日はこれをもちまして終了いたします。
- ありがとうございました。

3 その他

広島市建築審査会の運営について

審議事項の審議等に先立ち、広島市建築審査会の運営方法について協議をおこなった。

議長 それでは、審議の前に、当審査会の運営について協議を行いたいということでございますので、事務局からの説明をよろしくお願いします。

特定行政庁 それでは審査会の運営について説明をいたします。

概略を申し上げますと、今後、広島市建築審査会の会議を書面で開催する場合の運営方法等について協議させていただくものです。

現在、新型コロナウイルス感染症の影響が広がっており、今後、感染が更に拡大した場合、外出自粛要請等により、委員さんに会議に出席いただけない事態が想定されます。

一方、審査会の運営等は、広島市建築審査会条例の規定に基づき行い、委員の出席により審査会の会議を開催する旨を規定しています。

このため、条例第10条の「審査会の運営について、必要な事項は、審査会が定める。」との規定により、会議を書面開催とする場合の運営方法等について定めておきたいと考えています。

まず、書面開催とする条件について、新型コロナウイルス感染症、災害等のやむを得ない事由がある場合に限り、会長の判断で審査会の会議を書面開催とすることができるものとし、単に委員の都合が合わない等の理由で書面開催とすることはしないものとします。

次に、書面開催とする場合の条例の運用について、委員から書面により、同意等の意思表示がされたことをもって会議への出席とみなす、議事は、書面での意思表示があった委員の過半数で決する等の運用により、書面により会議を開催したいと考えています。

説明は以上です。

よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。

書面開催する場合の条例の運用について、何か、御意見、御質問がございましたらお願いします。

委員 書面開催というのはあり得ると思います。具体的に何を開催の条件とするのかということを決めることになると思うのですが、そもそも書面開催とは、つまり郵送ということなのですか。

特定行政庁 はい、郵送を想定しております。

委員 議論が必要な場合は、どうするのでしょうか。準備会議とかをWebで行うのでしょうか。我々は、学会ではWebでほとんどやっているのですが、例えば、学会での大きな講演では、ディスカッションがいる場合は双方向にしていますし、全部双方向になると大変ですから、セッションに関しては全部双方向にし、あとは講演者の希望を入れて、双方向の時間を設けて受付を自由にするようにしているのですが、そのようなWebの活用ができるのですか。

特定行政庁 今のところ、広島市の設備的な問題もありまして、Webの活用は、想定しておりません。

詳細な方法については、その時の状況に応じてということになると思います。

例えば、他都市の建築審査会では、議事を郵送で送らせていただき、各委員さんから意見を郵送又はEメールでいただく。それをまた各委員さんにお配りして、各委員さんの意見についての意見をまたいただくというような形で、何回か、郵送ですとかEメールでのやりとりを繰り返して、あ

る程度議論が煮詰まった状態で、同意をいただくというような流れで行っているという事例がございます。広島市においても同様にさせていただくようになるかと考えております。

委員 簡単に言うと、議案を送って意見をもらう。それを集約して、意見を出した委員の名前も上げて、それを整理したものを送って、後は事務局と会長のところで整理され、必要がある場合や会長の指示があった場合は、二度目の審査も行うというぐらいですかね。

特定行政庁 そうです。必要があればもちろん委員さんの意見をいただきながら、やっていたらなければならないと思っております。

委員 もう一つ。私達の学会は二月から書面会議をしているのですが、書面のフォーマットとかフォームをあらかじめ決めて、賛成、条件付き反対、保留とかの結論をまず出し、それに対して二回目の審議を行っています。

特に様式行為的な部分が多いですから、要望か議論かもきちっと決めて、提案するようにし、後々曖昧なことがないようにする必要があると思いました。

特定行政庁 承知しました。実際、もし書面で開催するとなれば、今の御意見を踏まえながら、こういった形でするかをしっかり検討してまいります。

委員 そういうところもしっかりしておかないと、多分、混乱すると思えます。

それからあと二つ質問があります。

広島市建築審査会条例にある議長と会長はどう違うのですか。

当日、司会をするのは議長であって、役職的には会長なのですね。

特定行政庁 役職としては会長です。

広島市建築審査会条例第6条に審査会の会議の議長には会長をもってあてるという規定がございます。役職としては会長ですが、会議を行うときには議長という立場で、会議を行うという形になります。

委員 それから、最後に要望ですけれども、パソコンがあればできるのですから、WebやZoomで審議をすることはできませんか。

特定行政庁 本市の担当部署等とも相談しながら、考えさせていただければと思います。

委員 こういうきっかけがないと進まないと思えますので、強く要望があったということで、お願いします。

委員 役所の方からこういうことを引っ張っていただきたいなと思えます。

委員 海外では有無を言わずZoomでやっています。強い要望があったということで、お願いします。

議長 ありがとうございます。他にございますか。

委員 一つ質問ですが、これは臨時的な措置なのか、それとも恒常的なもので運営にはこういう方法もあるとどこかで明記するのでしょうか。

特定行政庁 今後、ずっと続けていくという考えでおります。

今の規定でも書面開催ができないことはないと考えておりますが、もし本当に書面開催をしなければならなくなったときに備え、ここで、事前に委員の皆様へ説明し、同意をいただいております。

特段、規定、要綱等がなくてもできるのですが、こういう解釈で書面開催をやりますということについて、ここで同意をいただいております。

委員 わかりました。

特定行政庁 今後どういう状況になるかわからないので、臨機応変に対応できるようにするため、書面開催についてお話をさせていただきました。

議長 内規みたいなものですね。

特定行政庁 そうですね。

書面開催について会議をしたという議事録が残り、今回の議論をもって今後の運営の参考にしていきたいと考えています。先ほどZoomの話もございましたが、必要があれば書面開催以外の方法により、審議をすることができるようにはしておきたいという気持ちもございます。

議長 いずれにしても、運用を変えるときは審査会が定めるということですから、一応、この場の意見を集約したということですね。

あと、私からのお願いなのですが、この場であれば、いくらでも私が補足するなり、言い換えて皆さんにわかっていたけるようにする運用ができるのですが、書面の場合は、特に専門的な用語とか専門的なケースがでてくるとわかりにくいので、書面だけで意見をくださいというのは非常にハードルが高くなる可能性があります。資料のつくり方とか、場合によっては説明のされ方ですね。集まるのはいけないけれども、場合によっては説明に来ていただくなり、それをZoomでやるなりというような形でやっていただければと思います。意見集約の中で質問ばかりというのは一番消耗しますし、時間がかかりますので、ぜひ、ぜひ、資料をわかりやすくしてほしいということ。そして、何について委員の先生方に判断していただきたいのかということ、今回は何について判断いただきたいのかというところをきちんと明確にご説明していただければと思います。

議長が替わったときに、誰が来ていただいても、議事をちゃんと理解していただけるようにするという事は非常に大事なことだと思いますので、手間はかかるかと思いますが、是非そのあたりもよろしく願いしたいと思います。

特定行政庁 承知しました。

議長 これ以外に何か、追加とかございますか。大丈夫ですか。

議論が尽きたようでございますので、今後、やむを得ない事由があれば、審査会を書面にて開催するという事もあるとさせていただきたいと思います。

よろしく願いいたします。